

消費者被害注意報

No.16

相談事例

《相談の内容》

70代の女性。水道局を名乗る者から、メーターの検針で水漏れの可能性があるのを検査業者を派遣するとの連絡が入り、検査を受けたところ、早急に水道管工事が必要と言われ、即日、工事を実施、高額な工事代を支払った。後で不審に思い連絡しようと思ったが、領収書や書面を一切受け取っていなかったため、業者名、連絡先が分からなかった！

水道局を名乗る者からの連絡で、水道管工事を実施して、高額な工事代を支払ったのに、領収書ももらえず、業者名も不明！

《対応の内容》

県や市では、水道メータの検針時に水漏れの可能性があると判断した場合は、在宅であれば口頭で、そうでなければ、文書でその旨を連絡するようです。今回の場合、突然、電話で連絡してきている点、来訪したその日のうちに工事を実施している点、さらには、工事代の支払いに対し、領収書等を置いていかなかった点などを考えると、悪質業者によるものと思われます。特定商取引法では、訪問販売や電話勧誘の場合、契約後一定期間内なら無条件解約ができるクーリングオフ制度の適用がありますが、今回は、領収書や関係書類などをもらっておらず、業者の名前、連絡先などが不明なため、手続きができませんでした。

身守りのポイント

一般的に、今回のように公的機関を名乗られると、信用してしまいがちです。特に、高齢者の場合、後で、「騙されたかもしれない」と思っても「被害にあったのは自分が悪い。他人に知られるのは恥ずかしい」などの理由から、誰にも相談できず、被害への対応が遅れてしまう場合が多いようです。ご家族や周りの人達は、日頃から「困ったり、変わった様子はないか」など、高齢者の暮らしの様子を見守っていくことが大切です。

お気軽に消費生活センターにご相談ください。

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1
電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111